2026年11月16日

各　位

会　社　名　M&Aロイヤルアドバイザリー株式会社
代表者名　代表取締役社長　橋　場　　涼
（コード番号：669A
東証グロース市場）
問合せ先　取締役管理本部　倉　澤　瑞　樹　長
（TEL. 03-6269-3040）

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2026年10月29日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2026年11月16日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1．公募による募集株式発行の件

（1）募集株式の払込金額　　1株につき　金　178.50円
（ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。）

（2）募集株式の払込金額の総額　　8,925,000円

（3）仮条件　　210円 から 220円

（4）仮条件の決定理由
仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2．第三者割当増資による募集株式発行の件

（1）募集株式の払込金額　　1株につき　金　178.50円

（2）募集株式の払込金額の総額　　233,852,850円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

３．販売先指定の件（親引け）

当社が、野村證券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

（1）	親引け先の状況等	
	① 親引け先の概要	M&Aロイヤルアドバイザリー従業員持株会 （理事長　山田　智嗣） 東京都中央区日本橋小伝馬町１－５
	② 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
	③ 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
	④ 親引けしようとする株式の数	未定（売出株式のうち、873,400株を上限として、2026年11月24日（売出価格等決定日）に決定される予定。）
	⑤ 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
	⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
	⑦ 親引け先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。
（2）	株券等の譲渡制限	親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「２．ロックアップについて」をご参照下さい。
（3）	販売条件に関する事項	販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する一般向け売出しとして行われる売出価格と同一となり、売出価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

（4） 親 引 け 後 の 大 株 主 の 状 況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
橋場　涼	東京都中央区	4,566,440	11.04	3,646,440	8.80
荒川　有理	東京都新宿区	7,726,160	18.67	3,346,160	8.08
MOONLIGHT株式会社	静岡県熱海市水口町１２番２９号２０９号	3,340,000	8.07	3,340,000	8.06
SUNRISE 株式会社	静岡県熱海市水口町１２番２９号２０９号	3,340,000	8.07	3,340,000	8.06
桜井　博一	東京都中央区	2,380,263 (880,263)	5.75 (2.13)	2,046,263 (880,263)	4.94 (2.12)
株式会社 SH	千葉県船橋市三山五丁目２６番８号	3,000,000	7.25	2,000,000	4.83
株式会社 RH	千葉県船橋市三山五丁目２６番８号	3,000,000	7.25	2,000,000	4.83
中川 徹哉	東京都中央区	1,677,932 (677,932)	4.05 (1.64)	1,677,932 (677,932)	4.05 (1.64)
白木　大二朗	東京都渋谷区	1,469,668 (669,668)	3.55 (1.62)	1,469,668 (669,668)	3.55 (1.62)
小笠原　彰紀	東京都世田谷区	1,270,667 (470,667)	3.07 (1.14)	1,270,667 (470,667)	3.07 (1.14)
計	－	31,771,130 (2,698,530)	76.78 (6.52)	24,137,130 (2,698,530)	58.26 (6.51)

（注）１．所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年10月29日現在のものであります。

２．公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年10月29日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（873,400株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

３．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

４．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

（5） 株式併合等の予定の有無及び内容　　該当事項はありません。

（6） そ の 他 参 考 に な る 事 項　　該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1．公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

（1） 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式	50,000株	
② 売出株式数	普通株式	引受人の買取引受による売出し	8,684,000株
		オーバーアロットメントによる売出し	1,310,100株（※）

（2） 需要の申告期間　2026年11月17日（火曜日）から
2026年11月20日（金曜日）まで

（3） 価格決定日　2026年11月24日（火曜日）
（発行価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

（4） 募集・売出期間　2026年11月25日（水曜日）から
2026年11月30日（月曜日）まで

（5） 払込期日　2026年12月２日（水曜日）

（6） 株式受渡期日　2026年12月３日（木曜日）

（※） 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である橋場涼（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年10月29日及び2026年11月16日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,310,100株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2026年12月３日から2026年12月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

２．ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である橋場涼、売出人である荒川有理、株式会社ＲＨ、株式会社ＳＨ、桜井博一、ジェスターホールディングス株式会社及び藤木咲花、当社株主であるＭＯＯＮＬＩＧＨＴ株式会社、ＳＵＮＲＩＳＥ株式会社、中川徹哉、白木大二朗、小笠原彰紀、小西寛隆、秋本陽介、阿藤剛及びその他７名並びに当社新株予約権者である９４名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2027 年５月 31 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式（当社新株予約権を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（2027 年５月 31 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以　上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。